

議案第20号

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

自転車利用者の自転車の安全利用に関する責務の規定を改めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

## 浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

浦安市自転車の安全利用に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「及び第13条」を削り、同項を同条第8項とし、同条第5項中「（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 自転車利用者は、交通事故を起こしたときは、法令の規定に従い、負傷者を救護するとともに、直ちに警察官に報告しなければならない。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「特に次に」に、「を励行することにより、歩行者の安全を確保するよう」を「が法令で遵守しなければならないとされていることに留意して、自転車の安全利用に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 車道通行及び車道の左側通行を原則とすること。
- (2) 歩道を通行することができる場合に歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行すること。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止すること。
- (3) 交差点では、信号及び一時停止の標識に従い、安全を確認すること。
- (4) 交差点に入ろうとするとき及び交差点内を通行するときは、必要に応じ徐行するなど、歩行者や車両に注意して運転すること。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 夜間は、前照灯をつけ、歩行者及び車両から認識しやすいようにすること。
- (7) 幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を幼児用座席に乗車させる場合など法令で認められる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。
- (8) ブレーキを備えていない、又はブレーキの性能が不良である自転車で走行しないこと。
- (9) 乗車用ヘルメットをかぶるよう努めること。
- (10) 酒気を帯びて運転しないこと。

- (11) 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転すること。
- (12) 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら運転しないこと。
- (13) 傘を差し、手に物を持ち、物をかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (14) イヤホン又はヘッドホンの使用による周囲の音が十分に聞こえないような状態で運転しないこと。
- (15) 他の車両の通行を妨害する目的で、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ、蛇行運転等の道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為をしないこと。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車利用者は、自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

第13条中「児童及び幼児の」を削る。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。